

2017年7月5日

インドの企業結合届出制度における 届出期限制度の暫定的撤廃

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド競争法(Competition Act, 2002)における規制当局であるインド競争委員会(Competition Commission of India。以下、「CCI」といいます。)は、2017年6月29日付けで通達(以下、「**本件通達**」)を発行し、通達の公表日から5年間は、インド競争法6条2項における30日以内に企業結合届出を行うべき義務を免除しました。

本件通達は、従来から批判のあった企業結合の当事者に対する届出期限の設定による過大な負担を排除し、十分な準備を経て作成された届出書により企業結合の審査が適切に行われることに資するものと思われ、日系企業にとっても歓迎すべき改正と言えます。

1. 企業結合の届出を行うべき期限に関する従前の制約

インド競争法の下では、一定の基準を超える企業結合(combinations、合併による組織再編のみならず、株式取得等も含みます)を行おうとする者は、CCI に対し、当該企業結合について事前に届出を行うことが必要とされています(同法6条2項)。

この場合、以下のトリガー事由から 30日(暦日)以内に届出を行わなければなりませんでした。

- 取締役会による合併に関する計画の承認
- 株式、議決権等の取得に関する契約等の文書の締結(the Securities and Exchange Board of India (Substantial Acquisition of Shares and Takeovers) Regulations, 2011における公開買付届出書の提出承認を含みます)

上記期限内に届出が行われなかった場合、当該企業結合の売上高または総資産の1%(いずれか高い方)までの制裁金が課されることとなっていました(同法43A条)。実際にこの規制に違反したとして、企業がCCI から数千万ルピーの高額の制裁金を課された事例も、複数存在します。

しかしながら、インド競争法上、企業結合の届出が必要な取引については、CCI の承認が得られなければ(または企業結合の届出の提出後、法定の待機期間が経過しなければ)、当該企業結合を実施できない(同法6条2A

項)とされており、当事者による届出の提出が遅れても当事者が当該企業結合を実施できないというだけのものと言えます。そのため、従前より、そもそもトリガー事由から一定の期限内に届出を行うことを求める必要性に乏しいとの批判がなされていました(なお、インド以外の企業結合規制を採用している多くの国においては、このような提出期限に関する規制は存在しません)。

一方で、この届出期限の規制の下、企業結合を行おうとする当事者は、トリガー事由から 30 日という短い期間で膨大な情報を整理して企業結合届出を作成する必要があったため、少なくない数の当事者にとって過大な負担となっていました。

上述の違反事例の中には、企業結合の届出自体はされており、30 日の起算点について解釈上の相違があったことから結果的に届出が期限を過ぎてしまったというだけの事例もあり、このような事例において、高額な制裁金を課すのは行き過ぎであるという意見も見られました。また、このような CCI の規制運用を受け、企業結合の当事者が、30 日の期限に間に合わせるためだけに、形だけ整えて届出書を作成し、追って実質的な内容を追完するという手だてを取るようなケースもあり、かえって承認手続の遅延を招いているとの批判も多くありました。

2. 本件通達の概要

このような状況を踏まえて、CCI は、2017 年 6 月 29 日付けで本件通達を発行し、通達の公表日から 5 年間、インド競争法 6 条 2 項における 30 日以内に企業結合の届出を行うべき義務を免除することとしました。これにより、インドにおける企業結合の届出期限の制度は、暫定的ながら撤廃されることになりました。

本件通達は、上記のような企業結合の当事者に対する届出期限の設定による過大な負担を排除し、十分な準備を経て作成された届出書により企業結合の審査が適切に行われることに資するものと思われ、日系企業にとっても歓迎すべき改正と言えます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、india-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com